

名古屋市行政機関通報事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する行政機関通報の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (2) 行政機関通報 法第3条第2号に規定する通報をいう。

(通報者)

第3条 当該行政機関通報に係る事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者は、次条に定める窓口に行行政機関通報をすることができる。

(行政機関通報窓口)

第4条 行政機関通報及び行政機関通報に係る相談の窓口は、通報対象事実に係る処分（命令その他公権力の行使に当たる行為をいう。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）を行う権限を有する所属（以下、「所管課」という。）とする。

- 2 所管課が複数にわたるときは、当初に通報された所管課が処分等の権限を所管する他の所管課に連絡し、協議のうえ対応の窓口となる所管課を定める。
- 3 所管課が不明であるときは、総務局職員部コンプライアンス推進課（以下、「コンプライアンス推進課」という。）を窓口とする。この場合において、所管課が明らかとなったときは、コンプライアンス推進課は、通報者に対し、その旨を教示するとともに、当該所管課に当該通報の処理を引き継ぐものとする。

(通報の受理)

第5条 通報者から行政機関通報があった場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす通報であるときは、当該通報を受理するものとする。

- (1) 通報者の氏名及び連絡先が確認できること。
- (2) 苦情、要望、意見又は相談（公益通報窓口以外の窓口で受け付けること等

- によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。)ではないこと。
- (3) 通報対象事実を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。
 - (4) 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。
 - (5) 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められないこと。
 - (6) 内容が具体的かつ客観的で、十分な調査を行うことができるものであること。
 - (7) 対応措置を講じることができるものであること。

2 行政機関通報を受理したときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が自らの氏名、住所、所属、連絡先その他通報者が特定される情報の秘匿を必要としない旨申し出た場合、通報者が説明を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- (1) 通報に関する秘密が保持されること。
- (2) 個人情報保護されること。
- (3) 通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。
- (4) 通報受付後の手続に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

3 行政機関通報として受理しないときは、その旨及び理由を通報者に通知する。

(通報者等の保護)

第6条 この要領に定める事務に従事する者(以下、「職員」という。)は、通報者その他関係者のプライバシー等の保護に最大限配慮し、正当な理由なく、通報又は相談の処理に関して知り得た秘密及び個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 職員は、自らが関係する事案への対応に関与してはならない。

(調査の実施等)

第7条 行政機関通報を受理した所管課は、必要と認められるときは、遅滞なく通報対象事実に係る法令に鑑み、必要かつ相当と認められる調査を行う。

2 調査が終了したときは調査の結果を、調査の途中において調査の終了までに相当の期間を要すると見込まれるとき等必要と認められるときは調査の進捗状況を、通報者その他関係者のプライバシー等の保護に支障がないよう留意のうえ遅滞なく通報者に通知する。

(教示等)

第8条 行政機関通報又は行政機関通報に係る相談を当該通報に係る事務を所管していない所管課において受け付けたときは、当該所管課は、通報者又は相談者に対し速やかに通報対象事実に係る処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。

- 2 前項に定める通報対象事実に係る処分等の権限を有する行政機関が本市の行政機関である場合は、通報にかかる書面等を回付するものとする。

(対応措置)

第9条 第7条に規定する調査を行った結果、所管課として必要があると認められた場合は、速やかに対応措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定める措置を行った場合は、その内容を通報者その他関係者のプライバシー等の保護に支障がないよう留意のうえ遅滞なく通報者に通知する。

(報告)

第10条 所管課は、行政機関通報として通報を受理したとき及び対応措置が完了したとき又は対応措置をとる必要が無いと認めたときは、コンプライアンス推進課へ報告するものとする。

- 2 前項の報告は所管課において作成した通報に係る記録、通報者に通知したものの写し等により行う。
- 3 所管課において、本要領によらず他の制度により受け付けた相談等であっても、その後の経過において行政機関通報としての要件を満たすに至った場合は、第5条に基づき通報を受理したものとして取扱い、コンプライアンス推進課へ報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政機関通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に受理した行政機関通報の取扱いについては、廃止前の「公益通報者保護法の施行に伴う通報等の取扱いについて(通知)」(平成18年3月10日17総監第28号)の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。